

答 申 第 2 3 号
平成11年12月17日

秋田県教育委員会 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦



秋田県情報公開条例第11条の規定に基づく諮問について (答申)

平成11年5月12日付け教総一286により諮問のあった下記の事案について、
別紙のとおり答申します。

記

秋田県教育委員会が平成11年3月3日付け教総一1716で行った「平成11年
第2回秋田県教育委員会議事録」の部分公開決定に対する異議申立て

(諮問第60号)

別 紙

諮問 第60号

答 申

第1 審査会の結論

教育庁総務課の「平成11年第2回秋田県教育委員会会議録の一部(職員の懲戒処分に関する部分)」(以下「本件公文書」という。)について、秋田県教育委員会(以下「実施機関」という。)が部分公開としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、平成11年2月18日、「平成11年1月29日付の職員の懲戒処分を下すに至る臨時及び定例の県教育委員会の会議録」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定のうえ、本件公文書のうち会議における出席者の発言内容が具体的に記載されている部分(以下「発言要旨部分」という。)並びに議案及びその添付資料に係る部分(以下「議案等部分」という。)に分けて、前者については条例第6条第1項第4号、後者については同項第1号及び第4号の規定により、それぞれ部分公開決定を行い、平成11年3月3日付けで一つの公文書部分公開決定通知書によりその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、平成11年4月28日、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、平成11年1月29日に開催された平成11年第2回秋田県教育委員会の会議録のうち秘密会として審議された職員の懲戒処分に関する部分であり、当該部分は発言要旨部分と議案等部分からなっている。

発言要旨部分には、会議に上程された議案の題目、秘密会の議決に関する事項、実施機関の職員による説明のあったこと及び委員の発言などが記載されている。

また、議案等部分には、「職員の懲戒処分について」と題する議案のほか、懲戒処分が実施機関において決定された後に被処分者に交付されることとなる人事異動通知書案及び不利益処分説明書案が添付されており、それらには、懲戒処分案の内容とともに、処分の理由として当該職員が行った一連の非違行為とそれに対する評価などが記載されている。

2 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 本件公文書について

実施機関は、会議録を発言要旨部分と議案等部分に二分しそれぞれに非公開事由を明記して部分公開決定を行っているが、これは会議録を構成する两部分が、異なる性格を有するものであるとの判断からの取扱いであると思料される。

そもそも、会議録の一部として議案等部分の存在する趣旨はひとえに会議録作成上の便宜によるところにあり、実施機関の職員が議案等部分に基づき職員の懲戒処分に関して具体的に説明したことから、当該説明の記述にかえて議案等部分を添付することで会議録に記録する方法としたものと考えられるので、本審査会としては、これを全体として一つの会議録と認め、以下のとおり審議した。

(2) 条例第6条第1項第4号の解釈について

実施機関は、本件公文書のうち発言要旨部分については条例第6条第1項第4号、議案等部分については同項第1号及び第4号に該当するとして部分公開決定をしているので、議案等部分が同項第1号に該当するかどうかについては暫く措き、两部分に共通する同項第4号について、その該当性をまず検討する。

本号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であつて、
(一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができるとしたものである。

(3) 本件公文書の該当性について

秋田県教育委員会会議規則第28条によれば、会議は公開が原則とされ、委員の発議により出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは秘密会とすることができる旨規定されている。実施機関においては、校長等の人事に関する事項及び職員の懲戒処分に関する事項の審議は秘密会とすることを従来からの取扱いとしており、本件公文書に係る議案についても秘密会が議決されたうえで審議されている。

本来、会議の非公開と会議録の非公開とは別個に論じるべきであり、非公開の会議であっても会議録は公開される場合も考えられることから、本審査会としては、教育委員会の会議が秘密会で開催されたことと関わりなく、当該会議録の公開の可否を審議した。

ところで、合議制機関たる教育委員会においては、各委員の間でその識見や専門的知識に基づいて様々な意見交換等がなされ、これらの自由かつ率直な意見などを尽くしたうえで、一定の結論に達するものであり、そのためには、自由かつ率直な意見交換等を阻害する要因はできるだけ排除されなければならないものと認められる。特に職員の懲戒処分などの重大な案件の審議には、各委員の適正かつ公平な判断が強く求められるから、審議の過程における各委員の自由かつ率直な意見交換等が可能となるようにすることが、必要不可欠であると言える。

しかるに、会議終了後に会議録が公開されることが予定されている場合にあっては、特に懲戒処分などの重大な人事案件の審議においては被処分者自身及びその行為に対する評価、判断など人事上の機微な内容にまで発言等が及ぶこともあることから、委員が、外部の利害関係者から何らかの働きかけが行われたり、個人の責任が問われたりするなどの事態の発生を懸念するほか、自己の意見表明が利害関係者に何らかの影響を与えたり、実施機関の職員による説明を含めた教育委員会の審議に対して無用な憶測、誤解などを引き起こすことを危惧することもあり得る。

これらは、委員にとって発言の際の心理的阻害要因となり、中でも前述の危惧については、発言した委員名が明らかにされるか否かに関わりなく、その心理的阻害

要因になると認められる。

したがって、公開が予定されていることによる心理的影響から、自由かつ率直な意見交換等が阻害され、公正な判断、意思形成が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない。

- (4) 以上から公開することにより、今後の同種の事務事業に係る意思決定に支障が生じるおそれがあると認められ、本件公文書は、条例第6条第1項第4号に該当する。

したがって、議案等部分が同項第1号に該当するか否かを判断するまでもなく、実施機関が本件公文書を部分公開としたことは妥当である。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成11年 5月12日	・ 諮問（第60号）
平成11年 5月31日	・ 実施機関（教育庁総務課）からの非公開理由説明書の受理
平成11年 6月15日	・ 異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成11年 7月14日 （第83回審査会）	・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成11年 7月30日 （第84回審査会）	・ 審 議
平成11年 8月31日 （第85回審査会）	・ 審 議
平成11年10月21日 （第87回審査会）	・ 審 議
平成11年11月25日 （第88回審査会）	・ 審 議
平成11年12月15日 （第89回審査会）	・ 審 議

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成11年3月3日付けで秋田県教育委員会が行った部分公開決定処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 平成11年第2回教育委員会会議録において非公開とした「秘密会の部分」について
・ 条例第6条第1項第4号該当性について

プライバシー保護とは、誰を対象としているのか判然としない。第三者に個人に関する情報を開示するのであれば、プライバシー保護の必要があろうが、開示を求めているのは本人による本人の情報である。本人が知りうる範囲においてもプライバシーの侵害になるため、プライバシー保護が必要であるのかと反論せざるをえない。

仮に、「各委員に特定の働きかけが行われる」懸念や「発言した委員が非難、中傷される可能性」があるのならば、委員諸氏の名前を伏して公開すれば発言者が特定されることもなく、原処分庁が指摘する懸念もなくなると思料するので、発言した委員名を非公開とすることに異議を挟まずも発言内容の公開を求める。

(2) 「議案第3号職員の懲戒処分について」及びその添付資料（人事異動通知書案、処分説明書案）の非公開部分について

① 条例第6条第1項第1号該当性について

「特定の個人が識別される懸念」と「本人の自己の情報を公開請求した場合」の非公開の必要性とどのような因果関係や整合性があるのか何ら答えていない。よって、異議申立人は、非公開理由が理解できないし、納得できないので更なる説明や理由付けを求める。

② 条例第6条第1項第4号該当性について

本件事案は、公開しないからこそ、異議申立人にはもとより第三者にも「様々な推測や推量が蔓延」し、「非難、中傷や誤解が生ずるおそれ」が現に生じているのである。原処分庁が「公開すると関係者に予断を与える」と懸念しているが、公開しないとますます関係者とりわけ本人に与える予断は大きくなるばかりである。

審議の過程を知る由もないし、こうした疑念に答え、不要な「予断」を与えないためにも「議案第3号」の公開は、必要不可欠と思料される。

教育委員会の権威と信頼を保つためにも教育委員会の「秘密会」の部分はもとより「議案第3号」等についても全面公開すべきである。

1. 教育委員会の性格等

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定に基づき設置され、人格が高潔で幅広い識見を有する委員5人によって組織される合議制の執行機関である。合議制の機関においては、本来、その幅広い識見に基づいて審議の過程で様々な発言がなされ、これらの自由な発言をもとに一定の結論に達するものであり、各委員の自由で率直な考え、意見が阻害されないようにすることが最も重要である。

2. 平成11年第2回教育委員会会議録において非公開とした「秘密会の部分」の条例第6条第1項第4号該当性について

会議は公開が原則であるが規則には秘密会で開催できる旨規定があり、現在、校長等の人事異動及び職員の懲戒処分に関する事項のみを、プライバシー保護などのため、秘密会により審議している。

教育委員会の委員は5人と少数で、秘密会での審議過程が明らかになると、各委員に対し働きかけが行われたり、発言した委員が非難、中傷される可能性があり、そのことが各委員の自由な発言を心理的に阻害する要因となり、自由かつ率直な意見交換が阻害され、合議制機関としての機能が果たせなくなるおそれがある。

また、懲戒処分の内容を決定する際の検討内容や考慮された事項等が記載されることも多く、事務の性質上これが公開されると関係者に予断を与え、今後予想される公正な懲戒処分に不可欠な調査の円滑な実施が困難となるおそれがある。

3. 「議案第3号職員の懲戒処分について」及びその添付資料の非公開部分について

(1) 条例第6条第1項第1号の該当性について

本件公文書には、被処分者の所属、職・氏名や処分内容案などに関する情報が記入されており、これは、「個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるもの」に該当し、本人が自己の情報を公開請求しても非公開とすることができるものである。

(2) 条例第6条第1項第4号の該当性について

被処分者等から事情調査を行い、その結果等を総合的に検討して作成された処分案をもとに各委員の識見等に基づき審議されるが、その結果処分の内容や処分説明理由の変更もあり得るものであり、議案等の公表が予定されると前述と同様、各委員の自由な発言を心理的に阻害する要因となり、審議における自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがある。

また、公開により、関係者に予断を与えるとともに、懲戒処分についての様々な憶測や推量が蔓延し、調査に協力した関係者等に対する非難、中傷や誤解が生じるおそれもあり、今後予想される公正な懲戒処分に不可欠な調査の円滑な実施が困難となるおそれがある。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	小 賀 野 晶 一	秋 田 大 学 教 育 文 化 学 部 教 授
	佐 藤 了 子	聖 霊 女 子 短 期 大 学 講 師
会 長 代 理	平 川 信 夫	弁 護 士
	古 田 重 明	秋 田 経 済 法 科 大 学 法 学 部 教 授

(平成11年12月17日現在)